大キサ

↑国定規格A5

14 MA 第十條 第九條 第八條の次に左の二條を加える 査規則の一部を次のように改める。 昭和二十四年二月鳥取縣規則第十一号鳥取縣水產製品檢 ◇鳥取縣規則第九十五号 定による檢查免除の証票の有効期間は六十日とする。 を指定することができる。 行う。但し知事において必要と認めるときは檢査場所 る水産製品の検査は水産製品の製造場においてこれを 昭和二十四年九月二十七日 指定農林物資檢査法施行規則第十條第三項の規 指定農林物資檢査法施行規則第六條の規定によ 鳥取縣知專 尾 愛 治 四第 番号業種 号蚕糸業法施行手続第十條の規定による生繭発買許可証 第四十條第一項。昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十六 九 昭和二十年十二月農林省令第三十一号齊糸業法施行規則 ◆鳥取縣告示第五百二十五号 を次のように交付した。 との規則は公布の日から施行する。 第 売買 生的 昭和二十四年 昭和二十四年九月二十七日 住 干 鳥取縣知事 四 بالز 十六若裡 月二十七日 肵 盛田俊一 示 酉 氏 号 名 尾 種別 火 氏名名称 年月日 同上燿主 瞪 8 十九十昭 一月四和 日二年二

鳥取縣公報 火锤 金週 曜日発行(特の翌日 第四 二二 + 千四年 四九 十月二 九十七号日

(第三類郵便物認可)

鳥取蘇公報

第二千四十九号

第二千四十九号

00142 則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公 昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水產物配給規 ◇鳥取縣告示第五百二十六号

認出荷機関として登録した。 昭和二十四年九月二十七日

鳥取縣知事 西

尾

愛

治

伯西漁業協同組合

登錄者住所氏名

米子市祗園町

組合長理事

島田亀太郎

取扱水産物の種類 登錄番号 生產水產物 第三十四号

四 三 =;

登録の種類

生鮮水產物公認荷受機関

営業所又は事業場の位置

鳥取縣米子市祇園町

伯西漁業協同組合

## ◇鳥取縣告示第五百二十七号

00143

・増減若しくは変更することがある。

この建築物の護渡を受けたる者も前各号に定めたる

一、期日及び場所

うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年九月二十七日 鳥取縣知事 西 尾

治

建築主の住所氏名 鳥取市二階町四丁目七 愛

鳥取硝子株式会社々長 磯矢獎之助

建築物の位置 鳥取市下魚町ニニノニ

同 用途 事務所

同 構造 木造 スレ

二階建一棟

〇平方米

建築面積

突出する部分

との建築物の保存期間は都市計画事業実施迄とする

無償にてこの建築物を除却すること。 前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に

この建築物を他人え護渡したる場合は十日以内に届

許可條件

出ること。

知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項

## 教育委員會告示

習農場規程の施行に伴い昭和二十四年八月十五日から次 昭和二十四年八月鳥取縣規則第八十六号鳥取縣立経営傳

二、提出書類

米子市、西伯地方事務所內鳥取縣教育委員会西伯支所 昭和二十四年十月八日(土)午前九時より午后四時迄 鳥取市、鳥取縣疗內鳥取縣教委育員会事務局敎務課 昭和二十四年十月七日(金)午前九時より午后四時迄

1 志

◇鳥取縣告示第五百二十八号

事項を守る義務を負うこと。

Ø

新名称

旧同

鳥取縣立開拓增產修鍊農場 鳥取縣立経営傳習農場 ように解の名称を変更した。

昭和二十四年九月二十七日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

三、申込期日及び場所

任用審査の前日正午迄

任用審査実施の場所

3、最終学校最終学年成績証明書

書

## ◇鳥取縣教育委員會告示第四十四号

教育公務員任用審査を次のように実施する。

四、当日携行品

西伯地方事務所內鳥取縣教育委員会西伯支所 鳥取縣庁鳥取縣敎育委員会事務局敎務課

筆記用具

身体檢査に要する手数料金壹百円

昭和二十四年九月二十七日

敎 育 委 員

(第三種郵便物認可)

										OOLY	_
鳥形		差額	支出の部	收入の部	前年度か	項目			総計る	分	
鳥取縣公報	五		部三三二四十二十六	前 三〇四、五一四八一	図が 10、岩丸炭		깯	昭和二十四年五月十	司名·7三六二六八六、0三六二	金前	
est:	寄	17871	当	四二二	元円	前	收	四 年 三	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	訂正後 錢	
2二千四	附	五七、	一七一、六九三	100° 40°	= -	訂 正	支	月十		不	II.
第二千四十九号	の · 部	(1) (1) (1) (1)	<del>究</del> 完	0 <u>m</u> 20	三、五八二六	後錢	対 照	·日提出	1	動産	
9		1	1		1	不動產	表	の收支	1	物品の財産の利益上	
昭和		1	1	. 1	1	物品		の收支報告書の中	1	益約 克	
十四		1	1	1	1	の財そ 利産の 益上他		骨の中	<u>)</u>	一米ツー	
昭和二十四年九月二十七日		1	1	I	1	のは寄 約支附 東出又				訂 前	
十七日				- IOM H					一 交 っ	— 計 訂	
		交当	三二、四十二 大中	五四八八	ラ、 二、 二、 二、 二、 二、 二、 二、 二、 二、 二	前	,			正 後	Section Control of the Control of th
(第三種郵便物認可)				1047					一覧円	訂果	
郵便物			七一、六九三七六		三、五九六	正 後			三当	150	-
認可)			○えー : 総た件 d	さで以計二	め收で入				3	訂正後計	
			少く誤算を下り、アンスのでは、アンないでは、アンないのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、	てる寄な〇〇	あ海るに九	訂正			あつ <b>た</b> た		TOTAL SECTION SECTION
五			算される。 という	七総た円	OO円	Ø			しめカ	訂正	
			てなおれた。	○をと借 四一及入	の記載洩	理			でO あるの	0	
	,		七子	四一の変が一個では、金を	戦洩が	曲			の記載洩	理、	
			七八里に	多え五人 くた○と 誤た○し	があつた				n	由	
			一加	算め円で	た				が		

									0013
	差数出の部	・ 収入の部 が年度から	項目		◇鳥取縣淵	選	前項の	2 狀有姿	五、任 用 窓
五寄	五八、三〇九二三	七、六四三三一	1 1 1	四收支	◇鳥取縣選擧管理委員會告示第三十七号	<b>送</b> 舉管理	前項の該当者)	、教諭任用替希望の者(現在助教としてのお狀有資格者と見なされる者(助教でない者)	、学校教育法施行規則第九十九條による教諭仮免許任用審査の対象
附	五八、三〇九二三二十八六六	七二、五四三三二十二、五四三三二十二、五四三三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	正後不	対照書	會告示第三十	學管理委員會告示		の者(現在助教としての勤務者でされる者(助教でない者)	規則第九十九
· , ,	1 1	1 1	不動產物	表	七号	景		切教とし	條によ
	1 1	1 1	品の財そ					ての数	る教会
	1 1	1 1	歴物品財産上は支出 の利益の約束 を他寄附又					野務者	仮発
	1 1	1 1	約支附東出又					で	
	五八、三〇七二三	七、六四三三二七、六四三三二	l∌rl		一、昭和二		つた。昭和二	党鳥取縣委員会より、	規定により昭和二十四年政治資金規正法第十二條
	五八、三〇九二三	七、二、五三三二	訂正 後		十四年一月	鳥取縣選挙	昭和二十四年九月二十七日。		昭和二十四年
		たためである。  牧入簿に九○○円の記載洩れがあつ	訂正		一、昭和二十四年一月九日提出の牧支報告書の中	鳥取縣選挙管理委員会委員長	二十七日	次のように訂正する旨の届出明和二十四年プリノーニース	□月 びこう 九
		り円の記	Ø		<b>支報告</b>	員長 -		止する旨	四手上引しま、日本日及び五月十日提出れを準用する第十万
		記載洩れがあく	世由		音 の 中	上根政幸		目の届出があ	1、日本共産一日提出した

י נכנו בכנו		****	•	-				00130	ž.9
昭和二十四年九月二十七日發行昭和二十四年九月二十七日段行	総 区 分			月		計附上 <b>百一</b> のの円 <b>件</b> 合寄以五	総計	区分	ė
四四年	( ) 三 ( ) 金 ( ) 五		<u></u>	日日		1		訂金	鳥坂縣八
月二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	当用前	六	10、00000借入金	見金額 変額 積は	內	1 E NOC 00	三四五四八	円前	公報
七日段即	一七二、六二次 四 後	支出	00 借	槓は				訂	第
行制		Д O	入 金	種別	訳	1 N包 5600 00	107 NOR	円後 錢	第二千四十九号
鳥	<b>産</b>	部	米子	住 所 又		<u> </u>	<del></del>	產不動	十九号
取縣	H. H.		米子市西倉吉町	は主寄		1	1	物品	
4	(1) 益上他		層吉町	所又は主たる事務所の		And the state of t	1	の財モ 利産の 盆 <b>上</b> 他	昭和一
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	東出		AND THE PASSAGE AND THE PASSAG	務 所 の さ		-	<u>'</u>	かの附	和二十四年
第四年	三、罗 円前 計		447700000000000000000000000000000000000	所在		三	NOE HIS	訂	<b>华九月二</b>
郵便四個物月				地し氏		110~100000	至二二	四部 計	十七
認力	1七二、元元三六	-	米村	名义は		1		訂	<b>F</b>
可 即 章			健	氏名又は圏体名		1987年00:00	107° 100 00	円後	(第三種郵
柳布	新 展 用 前		旅			·		訂累	便
息 息 斯斯者取	1 1		旅館	職業		型 第00000	三三二	円前	物認可
縣 縣 鳥 鳥	127、元至安		記載洩	t-ii-			100,41	訂	
鳥取為取			役れに	備		111E. NO 000	· 第 <b>回</b> 00	円後 計	1 +
取東 東 町 町	算七め総一   さ八で計件   訂   れ円あを千   正		つき追			誤七た	0 :総五か) :計百つ(	入二 金〇 訂	Control of the contro
取即	で重以 の		加加			さつでれ円あ	総計を二重に加る	ito E	Brade de Company
靭	H 。小を加の一世		ACTION OF THE STATE OF THE STAT	考		いっている	里上と     にの及り   加寄び	上〇 の 理 で円	Appendix Appendix Co.
所 蹴	な六え支 も 、た出 誤七たの					°多二	加寄び、えいの件が	への 由	All Mallands and Taxon